

送迎サービス利用登録手続きの流れ

<利用登録申込み>

(1) 65歳以上で要支援、要介護の方

横浜市外出支援サービス利用申込書を記入(3部綴り)
要介護認定の認定通知書(介護保険証)の写しを添付
+
送迎サービス同意書(印鑑が必要)

(2) 特定疾患医療給付の対象疾患に該当する方

横浜市外出支援サービス利用申込書を記入(3部綴り)
特定疾患医療受給者証の写しを添付
+
送迎サービス同意書(印鑑が必要)

(3) 上記以外の方

都筑区送迎サービス利用申込書を記入
身体障害者手帳などの写しを添付
+
送迎サービス同意書(印鑑が必要)

<申込み後の流れ>

(1) 担当者が利用者宅を訪問

現況把握と待ち合わせ場所などの確認
(チェックリストと場所見取り図の作成)

(2) 社協内で利用の可否審査

決裁書類の回覧
都筑区送迎サービスとして送迎開始

「審査の結果、対象者に認定されない場合があります」

(3) 横浜市外出支援サービス適用の場合

区役所サービス課へ申請書を提出
承認されたら外出支援サービスとして送迎開始

「申込みは代理の方でもできます」

<申し込みの場所>

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会
〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3
港北ニュータウンまちづくり館内
電話 045-943-5667(送迎専用)